4　第二十五条の二十二の二第五項から第八項までの規定は、法第四十条の七第四項第三号に規定する差益の額について準用する。

5　法第四十条の七第四項第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定外国法人が当該事業年度において支払う負債の利子の額の合計額につき、第二十五条の二十二の二第九項の規定の例により計算した金額とする。

6　法第四十条の七第四項第四号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、株式等の同号に規定する譲渡に係る原価の額につき、第二十五条の二十二の二第十一項又は第十二項の規定の例により計算した金額とする。

7　第二十五条の二十二の二第十三項の規定は、株式等の前項に規定する譲渡に係る原価の額につき、同項の規定により同条第十一項又は第十二項の規定の例により計算する場合について準用する。

8　第二十五条の二十二の二第十四項の規定は、法第四十条の七第四項第五号に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。

第二十六条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第十三項を削り、同条第十二項中「とする」を「とし、同号に規定する政令で定める土地等の取得は、同項に規定する既存住宅の取得とともにした当該既存住宅の譲渡をした者からの当該既存住宅の敷地の用に供されていた土地等の取得とする」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項第三号中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項第四号及び第五号中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「同項に規定する住宅借入金等（以下第二十六条の三までにおいて「住宅借入金等」という。）」を「その者の住宅借入金等」に改め、同項第二号中「第二十一項第二号」を「第二十二項第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法第四十一条第一項の居住者の住宅借入金等（同項に規定する住宅借入金等をいう。以下第二十六条の三までにおいて同じ。）の金額が、同項に規定する住宅の取得等（当該住宅借入金等に当該住宅の取得等とともにする当該住宅の取得等に係る家屋の敷地の用に供される土地等の取得に係る住宅借入金等が含まれる場合には、当該土地等の取得を含む。以下この項において同じ。）に係る対価の額又は費用の額（当該住宅の取得等に関し、補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいう。以下この項及び第二十一項において同じ。）の交付を受ける場合又は住宅取得等資金（法第七十条の二第二項第五号又は第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金をいう。以下この項及び第二十一項において同じ。）の贈与を受けた場合には、当該住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額から当該補助金等の額又は当該住宅取得等資金の額（法第七十条の二第一項の規定又は相続税法第二十一条の十二第一項の規定の適用を受けた部分の金額に限る。第二十一項において同じ。）を控除した金額。以下この項において同じ。）を超える場合における法第四十一条第一項の規定の適用については、当該住宅借入金等の金額は、当該対価の額又は費用の額に達するまでの金額とする。

第二十六条第十六項第三号中「第七項第四号」を「第八項第四号」に改め、同項第四号中「第七項第五号」を「第八項第五号」に改め、同項第五号イ及び同条第十七項第二号イ中「てん補する」を「塡補する」に、「てん補に」を「塡補に」に改め、同条第十八項第二号中「第七項第四号」を「第八項第四号」に改め、同項第三号中「第七項第五号」を「第八項第五号」に改め、同項第四号イ中「てん補する」を「塡補する」に、「てん補に」を「塡補に」に改め、同条第十九項中「第七項第四号」を「第八項第四号」に、「第十項第二号」を「第十一項第三号」を「第十二項第三号」に改め、同条第二十七項中「第二十二項第三号」を「第二十三項第三号」に、「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十七項と同条第二十五項を同条第二十六項とし、同条第二十四項第一号中「要した」の下に「同項に規定する」を加え、同項第三号ロ中「第二十二項第二号」を「第二十三項第二号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「同項に規定する長期優良住宅借入金等（以下この項において「長期優良住宅借入金等」という。）」を「その者の長期優良住宅借入金等」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項の次に次の一項を加える。

21　法第四十一条第五項の居住者の長期優良住宅借入金等（同項に規定する長期優良住宅借入金等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の金額が、同条第五項に規定する認定長期優良住宅の新築等（当該長期優良住宅借入金等に当該認定長期優良住宅の新築等とともにする当該認定長期優良住宅の新築等に係る家屋の敷地の用に供される土地等の取得に係る長期優良住宅借入金等が含まれる場合には、当該土地等の取得を含む。以下この項において同じ。）に係る対価の額（当該認定長期優良住宅の新築等に関し、補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合には、当該認定長期優良住宅の新築等に係る対価の額から当該補助金等の額又は当該住宅取得等資金の額を控除した金額。以下この項において同じ。）を超える場合における同条第五項の規定の適用については、当該長期優良住宅借入金等の金額は、当該対価の額に達するまでの金額とする。

第二十六条の三第一項中「第二十六条第八項第六号」を「第二十六条第九項第六号」に改める。

第二十六条の四第十一項を削り、同条第十項第二号及び第四号中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項第三号及び第四号中「すべて」を「全て」に改め、同項第五号イ及びロ(1)中「てん補する」を「塡補する」に、「てん補に」を「塡補に」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二十六条第二十二項第一号」を「第二十六条第二十三項第一号」に、「同条第二十三項」を「同条第二十四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「法第四十一条の三の二第一項又は第四項に規定する増改築等住宅借入金等（以下この条において「増改築等住宅借入金等」という。）」を「その者の増改築等住宅借入金等」に、「土地又は当該土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）」を「土地等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第四十一条の三の二第一項又は第四項の居住者の増改築等住宅借入金等（同条第一項又は第四項に規定する増改築等住宅借入金等をいう。以下この条において同じ。）の金額が、法第四十一条の三の二第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等（当該増改築等住宅借入金等に当該住宅の増改築等とともにする当該住宅の増改築等に係る家屋の敷地の用に供される土地又は当該土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）の取得に係る増改築等住宅借入金等が含まれる場合には、当該土地等の取得を含む。以下この項において同じ。）に要した費用の額（当該住宅の増改築等の費用に関し補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいう。以下この項において同じ。）の交付を受ける場合には、当該住宅の増改築等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額。以下この項において同じ。）を超える場合における法第四十一条の三の二第一項又は第四項の規定の適用については、当該増改築等住宅借入金等の金額は、当該費用の額に達するまでの金額とする。